

平成29年12月 8 日 開会

平成29年12月20日 閉会

(定例第6回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第104号

平成29年第6回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月17日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 平成29年12月8日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

加 藤 学君	荊 尾 芳 之君
滝 山 克 己君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
景 山 浩君	細 田 元 教君
井 田 章 雄君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	秦 伊知郎君

○応招しなかった議員

な し

平成29年 第6回(定例)南部町議会会議録(第1日)

平成29年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成29年12月8日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第7 議案第71号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第72号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
- 日程第9 議案第73号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第74号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第82号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第19 議案第83号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第84号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第85号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第86号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第87号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)

- 日程第24 議案第88号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25 議案第89号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26 議案第90号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
日程第27 議案第91号 町道路線の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事日程の宣告
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 報告第6号 専決処分の報告について
日程第7 議案第71号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第72号 南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について
日程第9 議案第73号 南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第74号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第17 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第18 議案第82号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号）
日程第19 議案第83号 平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第84号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議案第85号 平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22 議案第86号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第23 議案第87号 平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

日程第24 議案第88号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第25 議案第89号 平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第90号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について

日程第27 議案第91号 町道路線の認定について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 岩田 典弘君 書記 杉谷 元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶山 清孝君	副町長 松田 繁君
教育長 永江 多輝夫君	総務課長 唯 清視君
総務課課長補佐 藤原 宰君	企画監 中田 達彦君
企画政策課長 大塚 壮君	防災監 種 茂美君
税務課長 伊藤 真君	町民生活課長 山根 修子君
子育て支援課長 仲田 磨理子君	教育次長 板持 照明君
総務・学校教育課長 見世 直樹君	病院事務部長 中前 三紀夫君
健康福祉課長 糸田 由起君	福祉事務所長 岡田 光政君

建設課長 田 子 勝 利 君 産業課長 芝 田 卓 巳 君
監査委員 仲 田 和 男 君

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 平成29年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。広島地方気象台の向こう3カ月間の天候見通しによると、山陰地方は冬型の気圧配置があらわれやすく、降雪量は平年並みか多い見込みとのことであります。ことしの1月と2月に県内を襲った雪害では、幹線道路の交通は麻痺し、最大約440台の車が立ち往生いたしました。近年は雪不足の年が続いたり、想定外の降雪があったりして、極端な天候が際立ってまいっています。人間がコントロールできない自然が相手ですが、万全の備えが必要だと思えます。

さて、本定例会におきましては、29年度の補正予算、条例の一部改正等、21議案を御審議いただく予定としております。

後ほど町長から提案された諸議案の内容についての説明がありますが、提出されています議案に対しましては慎重なる審議がなされ、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

議員の皆様におかれましては、議会の開催中はもとより、日々の活動においても町民の皆様の負託に応えられますようお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議員各位におかれましては、第6回南部町議会定例会を招集しましたところ、全議員の御出席をいただき開催できますことに、まずもって御礼を申し上げます。

さて、本年も10月、11月は、文化・スポーツ、収穫祭など、多くの行事があり、できる限り私も参加させていただきましたが、各地区でその舞台裏を支える町民の皆さんが地域のために一生懸命汗を流しておられる姿を拝見し、人と人のつながりが町をつくっていくのだと痛感した次第でございます。いよいよ地域円卓会議も始動いたしましたので、振興協議会を単位として、地域のために汗を流す皆さんと町長が膝を交えた話し合いの場として今後定着させていきたいと願っております。

その中で、全国柿の種吹きとばし大会が29回目を迎えました。緑水湖マラソンが30回と、

それぞれ30年前後の歴史を刻んだ大会に発展しております。時の流れは早く、また人々の思考も多様化する昨今、長続きしにくくなったと言われる中で30年を続けてこられたことに感動と誇りを感じるものでございます。皆さんがおっしゃることは、続ける過程で何度も壁に当たり、その都度変えていく点と、変えてはならない点を悩みながら挑戦してきたとおっしゃっておられます。

不作為バイアスは、何かをやって失敗するよりも、何もしないほうがましといった選択肢を選んでしまう人間の思考傾向のことを言います。現状に過大な価値を見出してしまい、変化し、失うことに過大な喪失感が現状維持を生むと言われていています。昨今の大企業が消費者を無視した安全管理体制を続けてきたことも不作為バイアスが働いたからではないでしょうか。大切なものを変えないためには、現状維持の誘惑に負けずに、変化を恐れず実行することが大切だと改めて実感した秋の行事でございました。

さて、おかげさまで9月議会以降の火災など、事件、事故はありませんでした。

人口の動きについて申し上げます。9月1日から11月末までの間に出生された方は13人、お亡くなりになった方が29人でした。御冥福をお祈りしますとともに、誕生した子供たちの健やかな御成長を御祈念申し上げます。11月末現在の人口は、前回報告8月末時点よりも、おかげさまで16人増加し、1万1,109人でした。久しぶりに人口減16名、社会増32名と、社会増が自然減を上回り、人口増となりました。原工業団地のNOK、TVCの従業員移住が最大の原因だと思われまます。一方で、高齢化率は34.96%、ほぼ35%に達しました。

本定例議会におきましては、平成29年度一般会計補正予算など21議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進にぜひ必要なものでございますので、全議案とも御賛同いただきまして御承認いただきますよう改めてお願い申し上げ、開会の御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

午後1時00分開会

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成29年第6回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、仲田司朗君、8番、板井隆君。

日程第2 会期の決定

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長からの報告をいたします。

地方自治法施行70周年記念式典、中国横断自動車道岡山米子線4車線化促進総決起大会、第61回町村議会議長全国大会は、11月20日から11月22日の日程で開催されました。

地方自治法施行70周年記念式典は、11月の20日に東京国際フォーラムを会場として、天皇皇后両陛下の御臨席のもと、開催されました。

野田総務大臣の式辞の後、自治の推進に功労のあった団体・個人の表彰があり、都道府県及び市町村の行政に積極的に参画し、またはコミュニティーづくりに熱心に取り組んだ民間団体、住民自治組織として、東西町地域振興協議会が表彰を受けられました。議会といたしましてお喜びを申し上げます。

そして、安倍内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官の祝辞の後、決意表明がなされ、閉会いたしました。

第61回町村議会議長全国大会は、「～地方創生の実現をめざして～」のスローガンのもと、11月22日、NHKホールで開催されました。

当日は、参議院の本会議が開催されており、安倍内閣総理大臣、各大臣の出席はなく、少し寂

しい感はありましたが、会長の挨拶の後、議事として、東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立を初め、26の要望と9つの各地域要望が提案され、満場一致で議決されました。その後、17の決議と特別決議、実行運動方法が提案され、いずれも満場一致で議決されています。

資料は事務局に閲覧に付してありますので、よろしくお願いいたします。

大会後、「地方自治を実り豊かに」と題しての特別講演があり、講師は元岩手県知事、総務大臣を歴任された増田寛也氏でありました。

以上、議長からの報告を終わります。

続いて、議員からの報告を受けます。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会について、細田元教議員からの報告を求めます。

細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る29年11月29日、湯梨浜町でありました鳥取県後期高齢者医療広域連合議会の報告させていただきます。

鳥取県内の後期高齢者医療制度の被保険者数ですが、9月末現在、9万1,134人であり、鳥取県の人口に占める割合は16.1%と、年々増加しています。薬価の改定等により急激な増加は抑えられておりますが、医療の高度化もあり、医療費の増加は避けられないところです。

国民健康保険においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指しています。後期高齢者医療制度においても、今後検討されると聞いていますが、県民の皆様の健全な生活維持のため、慎重な議論が必要だと考えております。

保険料の軽減率や高額療養費制度の上限の見直しが平成29年度から行われております。これについては全国の市町村長さん等が今までどおり軽減を続けるよう要請をしております。

次、議案でございますが、7号から12号までありました。

議案第7号、鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、副連合長として連合の運営に尽力いただきました小林昌司さんが10月31日付で辞職されましたので、その後任に伯耆町長で鳥取県町村会長の森安保さんが副連合長に選任されました。

議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、倉吉市議会選出の高田周儀監査委員が10月22日付で広域連合議員の任期が満了となり、それに伴い広域連合の監査委員の任期も満了となりました。議会選出の監

査につきましては、平成21年2月の全員協議会の申し合わせどおり、倉吉市議会の議員選出の議員になっていただくことになっておりましたので、よって、倉吉市議会選出の坂井徹議員が監査委員になりました。

議案第9号は、平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認についてでございますが、これは平成28年度の医療給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金により交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した費用より多かったため、5億575万3,000円を返納するものでございます。

続きまして、議案第10号は、平成28年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算と、議案第11号は、平成28年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、一般会計では、歳入4,670万4,000円、歳出総額が4,392万4,000円となり、差し引き額278万円の実質収支となっております。

特別会計では、歳入総額が812億9,988万円に対して、歳出総額が785億3,794万円で、差し引き額27億6,194万円の実質収支となっております。差し引き額の27億6,194万円は基金として積み立てられ、今後の保険料の軽減のほうに充てられる予定になっております。

議案第12号は、平成29年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。これは歳入歳出それぞれ22億4,684万8,000円を増額し、歳入歳出総額を824億9,775万7,000円とするものです。

これは補正の主な内容は、28年度市町村負担金、国県負担金の精算に伴う追加納付分及び返還金それぞれ歳入歳出予算に計上し、これに伴う財源を組み替えるものでございます。

以上が提案でして、全員一致に承認、可決されたものでございます。報告を終わりたいします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、鳥取県町村議会議員研修会、井田章雄君のほうから報告をよろしくお願いいたします。

井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。議員研修会について報告いたします。

鳥取県町村議会議員研修会が11月24日に湯梨浜町のハワイアロハホールで開催され、鳥取県内全町村議会議員を対象に研修があり、我が南部町議会議員も参加いたしました。

研修内容につきましては、「地方議会人の挑戦 ～町村議会の改革と課題～」と、「日本の政局・政治の行方」の2つのテーマで研修を受けました。

「地方議会人の挑戦 ～町村議会の改革と課題～」では、議会改革の内容や現状を紹介され、

住民の議会改革への関心がなぜ低いのか理由を上げられながら、これからの議員像について研修いたしました。また、講演の中で人口減少問題に触れられ、イノベーション、これは技術革新ですが、必要としながらも田園回帰が進んできたと言われました。

また、「日本の政局・政治の行方」では、選挙制度の変遷や過去の政局を交えながら、今後の政治の行方について講演され、研修をいたしました。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、全国町村議会広報研修会、仲田司朗君よりお願いいたします。

仲田司朗君。

○広報常任委員会委員長（仲田 司朗君） 全国町村議会広報研修会の研修を行いましたので、報告をさせていただきますと思います。

全国町村議会広報研修会が9月29日、東京都千代田区平河町のシェーンバウハ・サボーにおいて開催され、参加いたしましたので報告いたします。

広報コンサルタントの小田順子氏による「一議会広報紙の文章—『伝える広報』から『伝わる広報』へ」と題した講演、「議会広報 広報紙×電子広報 なにがどう変わってきたか！」と題して、広報アナリストの吉村潔氏の講演、「第31回議会広報コンクール トップ2 クリニック 優秀賞受賞紙から学ぶ」として、議会広報サポーターの芳野政明氏による批評がなされ、研修しました。

広報については、読んでいただける広報紙づくりにするためには、見やすく、読みやすく、わかりやすい文章に心がけ、我が南部町議会広報も今以上に読みやすく、読んでいただける文章で伝わる広報にしていきたいと感じた研修会でした。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、民生教育常任委員会研修会、白川立真君、よろしくお願いいたします。

白川立真君。

○民生教育常任委員会委員長（白川 立真君） 民生教育常任委員会研修会報告を行います。

11月27日、民生教育常任委員会が所管しております介護というテーマについて、視察研修を行いました。

まず、研修に当たり、御多忙のところ御協力をいただきました、社会福祉法人ゆうらくの皆様、南部箕蚊屋広域連合事務局長様におかれましては、関係書類の作成、御丁寧な説明など、貴重な情報を御提供くださりまして、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

このたびの研修テーマは、大きく分けて2つありました。一つは、今後、団塊世代が高齢者となっていく中で、訪問介護サービス、デイサービスなどの居宅介護にかかわる現状と課題、また、

介護現場の様子を学ぶことを目的としていました。2つ目は、介護保険の仕組みを深く学ぶことを目的としておりました。

国は、持続可能な介護保険の仕組みづくりのため、需要と供給バランスを考慮した3年ごとの見直しを行っております。

まず、介護保険の基本的な仕組みや考え方、これまでの推移と今後の予測、さらに平成30年度改正にかかわるものを中心に学びました。

今、我が町は高齢化率34%、高齢化の進展に伴い、要介護者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大しております。このような激しい変化の中で、高齢者の尊厳を守りながら、住みなれた地域で暮らせる体制づくりを学ぶことは大変有意義であったと思います。

このたびの研修に当たりまして、民生教育常任委員各位がそれぞれの政治活動の中で介護行政の発展に貢献していただくことを切望しております。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、鳥取県町村議会女性議員研修会、真壁容子君、よろしくお願ひします。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 鳥取県の町村議会、女性議員の研修会に参加してきましたので、報告いたします。

県の女性議員の研修会というのは30数年の歴史があります。ことしは平成29年の11月13日、倉吉市の倉吉シティホテルで行われました。

年1回の総会の後、研修会を行います。総会というのは、以前は女性議員の研修会は、これ今も町村議長会が事務局で行われているのですが、町村議長会の会費の中で運営されていたのですが、女性議員が多くなったことで、議員がそれぞれ負担をして運営をしています。その総会、だから予算決算の報告がありました。その後、研修会を行っています。

今回参加したのは、県内15町村のうち、江府町、日野町を除く13町村の中での女性議員22名です。このうち20名が参加しています。女性議員の数でいえば、一番多いところは日吉津村の4名、10人中4名の女性議員です。その次に多かったのが八頭町の3名です。そういう意味から見れば、南部町は2名から1名に減ったことは、正直残念だというふうに思いました。研修、今回出席者は22名中20名でありました。

一つは、「女性の視点で災害対応を考える」と題して、特定非営利活動法人NPO政策研究所の専務理事である相川康子氏に行っていました。

内容は、災害対策は男性の仕事、専門職の仕事という固定的な考え方を見直し、多様な人たち

を巻き込んで災害にも強い町を目指そうということで、災害にも男女共同参画の視点が必要ではないかという問いかけでした。なるほどと思うところがたくさんありましたが、一番納得したのは、災害はいつ、どこで起きるかわからないので、男性だけでなく、女性、子供、障がい者の方々も含めた、想定した上での災害計画なり訓練が必要ではないかというのは、なるほどと思って聞かせていただいたところです。とりわけ最後には、本当に災害に強い町というのは、男女共同参画だけではなくて、どのような人権も守っていくということがなければ、災害時の緊急時の人権を守られていかないのではないかという問いかけには、真剣に聞いていたと思います。

2つ目には、「こども食堂の取り組みを通して考える子どもの貧困」と題して、鳥取県の鳥取市のこども・らぼ、鳥取市内の小・中学生を対象に支援を行う団体で、スタッフ、ボランティア合わせて15人近く、大学生を含む20代から30代の若者が中心のこども・らぼという団体から、岡武司さんという方が報告してくださいました。正直驚きましたのは、町内でも学習支援だけでなく、こども食堂が、このようなNPOがかかわってできているということにちょっと驚きと感心したことがたくさんありました。

学習支援では鳥取市内で、2015年から鳥取市の委任事業で行われているということでした。こども食堂についてはこれまでやっていたのですが、今年度、2017年から県の補助事業でしているということでした。学習支援は週5回、5カ所、こども食堂は週1回運営していました。学習支援については、参加費は無料。こども食堂は、子供は無料、大人は200円いただいているということでした。

どれぐらいの人が参加しているのか。学習支援には5カ所で毎週63人以上の方々が参加している。こども食堂には平均して15人から20人、17人ぐらいが毎週来られてくるということでした。驚いたのは、この方々が子供たちに向かうに当たってどうしてもぶつかってきたのが、子供の貧困ということでした。そもそも最初からそれを目指してやっていたのではないということにも驚きを感じました。そこで感心したことが2つありました。

子供の貧困は、収入を持った子供がいない。1人で生活している子供がいないので、子供の貧困自体が世帯の貧困状態をあらわしている。当たり前のことですよね。だから、子供への対応は応急処置で一時的なことである。根本的な解決になっていないのだという本質をつかんでいたというのが印象的であったということです。

それと同時に示されたのが、貧困線は所得122万円、国の金額を示して出されていたことも印象的でした。これでいけば、全国では1,900万人の方が貧困ラインにあるという内容もわかかってきたということがよくわかりました。その中で彼らが言っていたのは、子供の貧困に対す

る誤った認識を正したいということが非常に印象的に残りました。

NHKニュース7で取り上げられた、貧困女子高校生に対する批判。貧困として取り上げられた女子高生の部屋にアニメグッズやイラスト用の高価なペンがたくさんあったことから、ネット上で、生活に余裕があるとか捏造だとかのバッシングが多数寄せられた。皆さんも御記憶ないでしょうか。この点について明快な見解が示せていたのが印象的でした。彼が言うには、貧困問題は、所得が貧困線以下の世帯がふえていることが問題なので、個別の家庭や個人のお金の使い方のあり方は相対的貧困とは全く関係ないのだと、この視線も私は驚きでした。

総じてNPO法人の方々が、本来は行政や議員、私たちが持っていなければならない認識をしっかりとして対応していることにも感激しました。

同時に、彼らが補助事業の中でやっているのも、月収20万を切るという中でやってるということにも驚きました。以上、報告です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、市町村議会議員研修「社会保障・社会福祉コース」に参加されました仲田司朗君、よろしくお願いします。

仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 市町村議会議員研修「社会保障・社会福祉コース」に参加しましたので、報告いたします。

市町村議会議員研修「社会保障・社会福祉コース」に、10月16日から20日の5日間、滋賀県大津市にある全国市町村国際文化研修所において、北は北海道から南は熊本県の34名の参加者で研修しましたので、報告いたします。

研修内容は、介護保険のこれからの市町村の役割、地域医療の確保に関する課題、社会保障の現状と展望、地域包括ケアシステムの取り組み、子ども・子育て支援施策の現状と課題等でした。

特に「～高齢期の「すまい」と地域づくり～」と題して、早稲田大学人間科学学術院植村教授から、エイジフレンドリーシティという高齢者に優しいまちづくりをするために、高齢者が住み続けられるようにしながら、若者も入ってこれる町にしていく。高齢者が住みやすい町にして、高齢者が亡くなった後に高齢者が入ってきて、空洞化しない町を目指すという考えなどから、コンパクトシティの発想が提起されました。これは北海道の夕張市が今モデルでこういうことを展開しておられるようでございます。

私は、我が南部町もこのコンパクトシティという発想を研究してみてもいいのではないかとこのことを思ったわけでございます。それには、西伯病院という病院という核があり、そして福祉

現場がいっぱいあると、そういうところからこういうコンパクトシティというものを発想することも必要ではないかということ考えた研修でありました。以上、報告に終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 同じく、市町村議会議員研修「地方分権と自治体の行政改革」及び「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」に参加されました景山浩君から報告を求めます。

景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山でございます。去る10月30日から3日間並びに11月6日から2日間の全国市町村国際文化研修所で開催されました研修に参加をさせていただきましたので、御報告をいたします。

まず、10月30日から開催の「地方分権と自治体の行政改革」ですが、本研修では主に人口減少が進む地方自治体における課題、そして自治体や議員の果たすべき役割について、講義と演習が行われました。

まず、初日ですが、総務省自治行政局の吉川課長より、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」の概要説明がございました。

地方行政体制のあり方として、今後はあらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではない。広域連携による行政サービスの提供や、地方独立行政法人の活用も必要ではないか。我々の周りにはつくられてから30年以上経過したインフラが多数存在しており、いわばマイナスの資産を抱えていることとなる。これらマイナス資産の今後の維持費や更新費用を織り込めば、自治体の財政健全化は今言われているものとは全く異なった物差しで考えなければならない。人口減少社会においては、この負の分配のガバナンス、すなわち住民の税負担問題において、首長や監査委員、議会や住民がそれぞれの役割を果たしながら、合意形成が困難な課題について解決していくことが求められているとの内容でした。

次に、内閣府地方分権改革推進室の岩間参事官より「地方分権時代の中で地方自治体に期待される役割」と題し、地方創生における地方分権改革の位置づけや、地域課題解決の支障となる国の規制を自治体提案で緩和する提案募集方式の説明と実施事例紹介がありました。残念ながら鳥取県は、市町村からの提案が皆無である全国の中の4県のうちに入っておりました。

2日目は、課題解決ワークショップの後、長野県飯田市の牧野市長より「イノベーションが起る地域社会創造を目指して」と題して、コミュニティービジネスや6次産業化、メディカルバ

イオクラスターや航空宇宙プロジェクト、地域医療など、次々と先進事例が出てくる飯田地域の実例報告がありました。この地域は革新的で非常に大きな成果も上がっているが、その理由は、まず地域住民が革新的であり、次に市役所が革新的であるからだ。そうでない地域では、まずどうすれば役所や行政が先んじて革新的に変革できるのかを考える必要があるという言葉が非常に印象的でした。

2日目の最後の講演は、首都大学東京の伊藤教授による提案募集方式の詳細説明がありました。

最終日は、学習院大学の伊藤教授による「分権時代における地方議員のあり方」と題した最終講義がありました。これからの地方自治体は、地方分権による裁量権の拡大や、国の地方支援、交付税カットで、自治体間で大きな違いが出てくる。納める税金と受け取る公共サービスのパッケージのよしあしで住みたい自治体を選んで居住する時代、いわゆる足による投票の時代が既に到来しているということを議員は十分に認識してほしいという、我々にとって考えさせられるお話がございました。

次に、2本目です。11月6日から2日間で開催された「議会改革を考える～先進事例に学ぶ住民参加・情報公開～」では、元三重県知事の北川正恭氏、早稲田大学マニフェスト研究所事務局の中村健氏、北海道芽室町議会の広瀬議長、岐阜県可児市議会の川上議長、麗澤大学地域連携センター客員研究員の松野豊氏よりそれぞれ講演並びに事例発表が行われました。

北川氏からは、2020年には日本の女性の半数が50歳以上になる。学校や職場がなく、所得が低い地方からは若い女性がいなくなるので、消滅自治体が発生し出すのはそう遠くない未来である。そのような状況下、議員は自分の議会活動が住民生活や地域課題の解決にどれだけ役立っているのかに敏感になってほしいとのお話がございました。

次の中村氏ですが、27歳で町長に当選し、2期務められた経験をお持ちの方で、議会はその活動の結果、住民意思に従ってどれだけ地域に変化を起こせたかをみずからチェックする体制を整えるべき必要があるが、町村は議会事務局の体制や議会図書室、議員活動に使うべき政務活動費など、多くの面で不備を抱えている。議会や議員の活動体制の整備も必要であるとのお話がございました。

芽室町議会、可児市議会両議長よりの事例発表では、まず、芽室町議会では、住民による議会モニター、町民との意見交換会や議会改革諮問会議、はがきによる随時受け付けの議会ホットボイスという住民参加手法、毎月発行の議会だよりや年1回の議会白書、会議のネット中継やホームページの毎日更新による情報発信の事例が報告されました。

可児市議長よりは、4つの政策サイクルについて発表がありました。1期4年間の政策的な引

き継ぎ事項を決定し、次の任期の議会メンバーに申し送る議会運営サイクル、決算認定の際に課題を抽出し、それを次年度予算に反映させることを徹底する予算決算サイクル、懇談会や議会報告会で出された市民意見や、議員の一般質問から抽出した課題を定例会ごとに各常任委員会の所轄事務調査に追加し、委員会機能を充実させる政策サイクル、高校生議会やママさん議会、地域課題懇談会等で集約した若い世代の意見を政策に反映させる若い世代との交流サイクル等、盛りだくさんの議会改革事例の発表がありました。そして、この話の中で議会広報の問題が出され、よりよい広報にしようとの議会でも努力されているが、議会そのものに関心がない、そもそも住民が議会に期待していない状態では、幾ら広報だけがすばらしくなっても、まず読まれない。住民から議会や議員は私たちのために頑張っていると認識される状況になれば、何もしなくても広報は読まれますよという言葉が非常に印象に残りました。

両研修とも改革というキーワードを掲げ、今日、地方自治体が抱える課題に鋭く切り込んだ講演や、果敢な取り組みの実施事例の報告で構成され、非常に中身の濃い研修でありました。以上、報告といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、行政報告を行います。

町長より報告を受けます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 行政報告として、去る11月19日に行いました認知症SOSネットワーク訓練、西部7町村合同避難所運営訓練、職員全員を対象にした防災図上訓練について報告いたします。

5年前という少し古い数字ですが、厚生労働省が発表した65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で4人に1人、462万人。軽度認知障害、MCIといいますが、この高齢者も400万人いると推定されています。2025年には認知症高齢者は700万人という驚くべき数字が発表されました。高齢化率が35%になろうとする本町では、一昨年から振興協議会の御協力をいただき、認知症になっても安心して地域で暮らし続けるために地域全体で支え合う仕組みづくりの一環として、認知症SOSネットワーク訓練を行ってまいりました。

本年は、あいみ手間山地域振興協議会の御協力のもと、南部町地域包括支援センターが中心となり、地域住民、消防、警察等、関係者100人以上の皆さんに参加いただき、訓練が実施され

ました。

認知症の方が行方不明者になり、捜索依頼が警察に寄せられたという想定のもと、捜索における地域の連携、連絡体制の確認や認知症の方への声かけなど、実践さながらの訓練をしていただきました。認知症になっても安心して暮らし続けるまちづくりのために今後も継続していきたいと思えます。

午後からは、西部7町村合同避難所運営訓練をふるさと交流センターで、職員全員を対象とした防災図上訓練をプラザ西伯で行いました。

大規模災害時には、役場庁舎や職員の被災などによって行政機能が大幅に低下することが全国で指摘されています。さらに、人命救助を優先実施しなければならない行政の人員は不足し、その結果、避難所の開設と運営が後手に回るなど、近年の事案でも避難者からは多くの不満が寄せられているという課題があります。

このような課題を踏まえ、西部7町村では、住民の安全に町村の境界があってはならないことを共通理念として、合同で統一避難計画、避難所運営マニュアル等を作成しました。このマニュアルにおける的確な避難所運営が対応可能であるかを検証するため実施したものでございます。

この訓練には、天津地域振興協議会を中心に、境、清水川、フォレストタウン、谷川集落などから70名、西部7町村職員40名の参加をいただき、行ったところでございます。

訓練に参加していただきました皆様の御意見では、避難訓練等の経験がなければ、実際の際に行動がとれないと感じた。一人一人のスペースが意外と狭く感じられた。段ボールベッドを使った1泊の訓練をすれば、より効果的なものになる。実際に避難する状況になったとき、どうしたらよいか考えさせられた等の貴重な御意見もいただきました。

また、同日、プラザ西伯では、南部町全職員を対象に地震を想定した防災図上訓練を実施いたしました。震度6強の地震が発生したという想定のもと、災害対策本部での情報収集、収集した情報についての判断、判断に基づく指示などについて、図上シミュレーションによる訓練を実施しております。

この訓練では、大規模災害時の職員不足を想定し、参加した全職員が災害対策本部の任に当たって行動するものとししました。この訓練を通じ、職員は災害時の刻々と変化する状況の中で優先順位をつけることの難しさを体験し、非常時の行動確認をする機会となったと思えます。

以上、3つの目的が違う訓練を行いました。災害が大規模化、局所化してきている昨今、南部町でも災害は必ず起こるという前提で、平時にこそ訓練を行うことが重要でございます。今後とも住民の命を守るという視点から訓練を継続しますので、住民の皆さんの参加をお願いし、行

政報告といたします。

日程第6 報告第6号

○議長（秦 伊知郎君） 次に、日程第6、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。報告第6号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、南部町営住宅条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。平成29年11月28日付でございます。

これは公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴いまして、引用している条文の条ずれが起きましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、公布の日からということにいたしました。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で報告第6号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 議案第71号 から 日程第27 議案第91号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第7、議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第91号、町道路線の認定についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第71号から日程第27、議案第91号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それではまず、議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には2歳に達するまで休業できるよう措置した地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして、同法の委任に基づいて具体的要件を定めるほか、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情として、保育所の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われない、いわゆる待機児童となった場合を追加するなどの改正を行うものでございます。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第72号でございます。南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について。

次のとおり南部町児童福祉手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

児童福祉手当の支給につきましては、扶養親族の人数に応じて所得の上限額を定めております。現行の条例では扶養親族5人までの所得上限額が規定されておりますが、扶養親族6人以上も想定した所得上限額を規定するものでございます。そのほか文言の修正等、所要の改正をあわせて行います。

この条例の施行は、公布の日からとしております。御審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第73号でございます。南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは空き家等の管理不全な状態に起因して、人の生命、身体または財産に危険が及ぶことを避けるため緊急の必要があると認めるときに、所有者の負担において、これを避けるために必要最低限の措置を町が行うことを可能とする緊急安全措置の規定を加える改正でございます。建物の外壁や屋根瓦が落ちそうな状態など、助言や指導による改善を待っている時間的な余裕がなく、応急措置が必要な場合に対応することができるよう、新たに規定を設けるものでございます。

この条例の施行は、平成30年4月1日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第74号でございます。企業立地の促進等による地域における産業集積の形

成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

次のとおり企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

これは企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、当該法律を引用している関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

改正の対象となる条例は、南部町企業立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例及び南部町の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例でございます。

改正内容は、法律名が改正となることによる条例名の改正、引用している条文の条ずれ対応及び文言の整理等のほか、固定資産税の課税免除に関する条例においては、法律の目的規定が改正されたことに伴って条例における目的規定も改正するものでございます。

この条例の施行は、公布の日からとしております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第75号でございます。議案第75号から議案第81号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございますが、10月23日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程をさせていただくものでございます。

議案第75号でございます。公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

公の施設の名称は、青年の家。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

公の施設の名称は、上長田会館。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

公の施設の名称は、南部町総合福祉センター「いこい荘」。指定管理者となる団体は、山陰管財・さんびる企業体。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町営西伯カントリーパーク。指定管理者となる団体は、株式会社TKSS。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町東長田山村広場、南部町東長田山村交流施設ふれあいセンター。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民野球場、南部町民運動場。指定管理者となる団体は、山陰管財・さんびる企業体。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

続きまして、議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町農産物直売所。指定管理者となる団体は、緑水湖ふれあい市運営委員会。指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議をお願いをいたします。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。

.....
議案第82号

平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号）

平成29年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,069千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,240,065千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
5ページをお開きください。地方債の補正でございます。追加のものとしたしましては、農地耕作条件改善事業として380万を考慮しております。

変更分としたしましては、道路整備事業6,560万円を5,830万円へ、辺地対策事業として1,250万を750万とするものでございます。

10ページの歳出へお移りください。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。9万円補正いたしまして、8,544万5,000円とするものでございます。この内訳ですが、29年6月に議会のほうで南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議がなされました。これに伴いまして、法勝寺庁舎、天萬庁舎において懸垂幕を作成するためのものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費でございます。一般管理費事務費として旅費の補正をお願いしております。これは宮城県等に行った旅費等が増加したものでございます。職員研修事業としたしましては、平成30年度新規採用職員に関しまして、採用前に研修として1泊で研修を行うものでございます。

13目の諸費でございます。2,629万7,000円を補正しまして、3,286万5,000円とするものでございます。これは償還金として実績に伴うものでございます。

次の11ページをお開きください。2項徴税费、1目税務総務費62万3,000円を補正いたしまして、4,386万7,000円とするものでございます。これは税務総務費としたしまして1月から確定申告作成コーナーを開設しまして、この普及をするためにインターネットパソコンを整備するものでございます。

次、2目の賦課徴収費につきましては1万8,000円を補正しまして、991万1,000円とするものでございます。これは未登録者のナンバー登録を推進するために、登録のためでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費でございます。これは104万8,000円を補正いたしまして、2億9,381万円とするものでございます。これは障がい者福祉費事務費としまして、30年4月の制度改正に伴いまして障がい者総合支援システムを改修するものでございます。

5目特別医療費でございます。これは380万円を補正いたしまして、8,442万7,000円とするものでございます。これは特別医療費の額ですが、約4.9%アップしたものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費でございます。これは100万円を補正いたしまして、2,121万2,000円とするものでございます。これは西伯病院内に保育施設を設置しておりますが、これの県の申請の方式を変更するものでございます。

次の12ページをお開きください。中ほどの4款衛生費、1項保健衛生費、4目母子衛生費でございます。41万8,000円を補正いたしまして、977万6,000円とするものでございます。これは不妊治療におきまして、当初の予定より件数が増加したためのものでございます。

2項の環境費、2目環境対策費でございます。115万円を補正いたしまして、667万2,000円とするものでございます。これは自然エネルギー等活用促進事業としまして、家庭用蓄電池とか省エネ設備の申込件数に伴うものでございます。

13ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。これは国有地等管理処分事業について確定したためのものでございます。

5目農業振興費です。156万2,000円を補正しまして、1億8,838万9,000円とするものでございます。これは汗かく農業者等、農業改良、あるいは資格取得等に件数がアップしたためのものでございます。

その下の9目農地費1,520万円を補正いたしまして、4,984万9,000円とするものでございます。これは29年8月に河原田堰が崩落いたしまして、それを来年5月の出水期までに改修しようとするものでございます。

14ページをお開きください。2項の林業費、2目林業振興費でございます。これは421万9,000円を減額し、6,459万2,000円とするものでございます。これは放置された竹林の整備に関するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費でございます。これは44万3,000円を補正いたしまして、3,477万円とするものでございます。これはバンガロー棟の横の研修センターの会議室ですが、この雨漏りを直そうとするものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。3,880万円減額いたしまして、1億8,708万2,000円とするものでございます。これは社会資本整備総合交付金の配分額の範囲で決定するものでございます。

次、15ページをお開きください。3目の道路維持費でございます。1,106万3,000円を補正しまして、6,426万4,000円とするものでございます。これは除雪作業を行っていただく業者に中間払いをするために補正をお願いするものでございます。

その下の1目河川総務費ですが、これは事務費に伴うものでございます。

それから、下から2番目の5項公園費、1目公園管理費でございます。これは196万6,000円を補正しまして、1,820万5,000円とするものでございます。これはカントリーパークと野球場にありますトイレがたびたび詰まるので、これを解消しようとするものでございます。

16ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございます。これは12万円を補正しまして、234万6,000円とするものでございます。これは29年7月1日施行の南部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に伴いまして、教育委員会委員の報酬を改正するものでございます。

その下の2項小学校費、2目教育振興費でございます。28万3,000円を補正いたしまして、2,611万円とするものでございます。これは会見小学校におきまして、平成30年、特別支援学級、これは難聴の方なんです、新設に伴いまして整備しようとするものでございます。

17ページをお開きください。3項の中学校費です。1目学校管理費15万円を補正しまして、4,186万5,000円とするものでございます。これは南部中学校、南中体育館の入り口ドアのヒンジ等が破損しましたので、これを修理しようとするものでございます。

それから、一番下の10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、4目農地等小災害復旧費でございます。160万6,000円を補正しまして、160万8,000円とするものでございます。これは9月17の台風18号、あるいは10月22の台風21号により被害を受けたものの復旧をしようとするものでございます。主なものとしまして、畦畔とか排水路とか農道等でございます。

7ページの歳入へお移りください。12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費

分担金でございます。これは76万円補正しまして、181万7,000円とするものでございます。これは予算書の9ページにありました農地耕作条件改善事業に伴うものでございます。

中ほどの13款使用料及び手数料、1項使用料、2目土木使用料でございます。これは6万を補正しまして、2,223万8,000円とするものでございます。これは住宅使用料に関するものでございます。

その下の5目総務使用料でございますが、これは20万円補正しまして、20万円とするものでございます。これはふるさと納税システム使用料に関するものでございます。

8ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金でございます。2,570万4,000円を減額しまして、1億3,306万7,000円とするものでございます。これは町道原奥絹屋線改良事業ほかの三角によるものでございます。

次、15款県支出金、2項県補助金ですが、2目民生費県補助金315万円を補正しまして、9,529万3,000円とするものでございます。これは11ページにありました特別医療費の2分の1分であります。

それから、4目の農林水産業費県補助金、これにつきましては825万5,000円補正しまして、2億6,714万9,000円とするものでございます。これは主に農地耕作条件改善事業によるものでございます。

9ページをお開きください。中ほどの繰越金ですが、これについては収支ギャップですし、21款町債、1項町債、1目農林水産業債ですが、これにつきましては5ページの地方債補正に述べさせていただきましたものでございます。

18ページをお開きください。給与費明細をつけております。特別職のみであります。130万6,000円の減額となっております。これは予算書11ページの就業構造とか、あるいは12ページの報酬の組み替え、あるいは16ページの教育委員会等に伴うものでございます。

19ページの地方債の見込みに関する調書をごらんください。平成28年度末におきましては67億746万2,000円でしたが、29年度の見込みでは65億4,884万1,000円と考えております。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、山根修子君。

○町民生活課長（山根 修子君） 町民生活課長でございます。私のほうからは第83号のほうから説明させていただきたいと思っております。

.....
議案第83号

平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,426千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,546,574千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
このたびの補正は、前年度の給付実績の確定によります精算と前期高齢者納付金の決定による歳出を補正し、あわせて保険税の調定額がおおむね決まったために歳入を補正するものでございます。

では、5ページをごらんください。歳出の主なものでございますが、8款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金でございます。23節の償還金、利子及び割引料といたしまして328万4,000円を増額しております。これは給付費の精算によるものと補助事業の確定により返還が必要になったものでございます。

それから、10款でございます。予備費のほうで1,500万1,000円を減額しております。

歳入のほうを説明させていただきますので、前のページ、4ページをごらんください。歳入でございますが、先ほど申し上げましたとおり、国民健康保険税の調定額がおおむね決まりましたので、補正をさせていただいております。第1目のほうが一般被保険者国民健康保険税でございます。3,926万8,000円を減額し、2億1,586万9,000円とするものでございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税のほうですが、527万9,000円を減額し、679万1,000円とするものでございまして、合計で4,454万7,000円を減額し、2億2,266万円とするものでございます。

1つ飛びまして、10款の繰越金でございます。前年度繰越金が決算により確定いたしました

ために、補正をさせていただいております。補正額といたしましては3,228万9,000円を増額しております、合計3,328万9,000円とするものでございます。

以上、国民健康保険事業の補正予算でございました。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第84号でございます。

議案第84号

平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

では、4ページをごらんください。まず、歳出のほうでございますけれども、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び還付加算金でございます。54万円を増額し、74万円とするものでございます。これは後期高齢者医療保険料の過年度分を返納するために、償還金が当初予算より多い不足が生じたために補正を行うものでございます。

還付額は後期高齢者医療広域連合から後で入ってくる仕組みになっておりますので、歳入のほうにも同額の補正額を計上いたしましたので、御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第85号でございます。

議案第85号

平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度南部町の墓苑事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,095千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
では、4ページをごらんください。まず、歳出のほうでございますが、2款諸支出金、1項償還金、1目の償還金でございます。132万5,000円を増額し、313万3,000円とするものでございます。これは町営墓地の返還が見込みよりも多く、年度末までに不足が生じるおそれがあるため、速やかに対応できるようにするために増額補正をするものでございます。

歳入につきましては、一般会計からの繰り入れを財源とさせていただきたいと思っておりますので、同額を一般会計繰入金のほうで計上させていただいております。どうぞ御審議よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（秦伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子勝利君） 建設課長でございます。それでは、議案第86号でございます。平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。予算書の1ページ目をお願いいたします。

.....
議案第86号

平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
予算書はぐっていただきまして、3ページをお願いいたします。歳入でございます。4款1項1目一般会計繰入金を60万を減額いたしまして、1億2,816万6,000円とするものでございます。

7款1項1目下水道債を60万円増額しまして、6,510万円とするものでございます。

地方債の調書につきましては、次の4ページをごらんください。これは資本費平準化債の算出計算の方法が変わりまして、それによる補正を行うものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第87号でございます。予算書1ページ目です。

.....
議案第87号

平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成29年12月 8日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
予算書はぐっていただきまして、3ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費を3万円減額しまして、3,493万6,000円とするものでございます。説明欄をごらんいただきますと、需用費と委託料のほうの組み替えにより補正をするものでございます。

1款3項1目小規模集合施設管理費でございます。3万円を増額しまして、78万3,000円とするものでございます。こちらは浄化槽の補修費のほうがふえてまいりまして、それにより補正を行うものでございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第88号です。予算書の1ページ目をお願いいたします。

.....
議案第 88 号

平成 29 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 12 月 8 日

南部町長 陶山清孝

平成 29 年 12 月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
はぐっていただきまして、3 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金を 190 万減額しまして、7,517 万 9,000 円とするものでございます。

続いて、6 款 1 項 1 目下水道債を 190 万円増額しまして、3,040 万とするものでございます。

地方債の調書につきましては、4 ページのとおりでございます。こちら資本費平準化債の算出方法が変わりまして、補正をするものでございます。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 企画政策課長、大塚壮君。

○企画政策課長（大塚 壮君） 企画政策課長です。私のほうから議案第 89 号です。

.....
議案第 89 号

平成 29 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」に

よる。

平成29年12月 8日

南部町長 陶山清孝

平成29年12月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

3ページをおめくりいただきたいと思います。歳出の補正のみでございます。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費でございます。63万4,000円を減額し、2,256万6,000円とするものでございます。

関連がありますので続けます。2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費でございます。63万4,000円を増額いたしまして、248万円とするものでございます。主なものにつきましては、消費税申告に伴いまして公課費177万3,000円を増額するものと、一般会計への繰出金、自然エネルギー補助金の件数の増加に対応するために63万4,000円を増額するものでございます。それに伴いまして積立金を240万7,000円を減額するものでございます。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

○議長（秦伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。議案書のほうの19ページのほうをごらんください。議案第90号でございます。南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について。

次のとおり地方自治法第291条の3第1項の規定により南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関し協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成26年の介護保険法改正において、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者等の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることとなっております。南部箕蚊屋広域連合においては、従前から鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の規定により、その権限の移譲を受けておりましたが、前述の法改正に伴い県条例も改正されるため、規約の変更について協議を行うものでございます。

施行は、平成30年4月1日からとなっております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第91号、町道路線の認定についてでございます。

次のとおり町道の路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

路線名、起点及び終点については、議案書に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

- 議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりましたが、ここで休憩をとりたいと思います。再開は2時50分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後2時30分休憩

.....

午後2時50分再開

- 議長（秦 伊知郎君） それでは、再開いたします。

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては、個別質疑は予算決算常任委員会で行いますので、総括的な質疑をよろしくをお願いいたします。

議案第71号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第72号、南部町児童福祉手当支給条例の一部改正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 議案第73号、南部町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第74号、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） それでは、次、行きます。

議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について、これは青年の家です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秦 伊知郎君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について、これは上長田会館です。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について、いこい荘です。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について、これいこい荘の内容です。

今から質問する内容は、議案第77号、それから次の78号、それから議案第80号に関連します。といいますのは、今回出てきた公の指定管理の指定について、指定管理を受けた者が町内の南さいはくとか、いわゆる実行委員会のけたら、このいこい荘、カントリーパーク、それからもう一つどこだったっけ。町民運動場が山陰管財・さんびるとTKSSになってるわけですよ。これよく見ると確かに企業体あるんだけど、社長も住所も同じということは、いわゆる同じところが受けてるわけですよ、会社は違いますけれども。

ここで質問です。町長に質問ですが、今回、公の施設の指定管理の指定について、例えば議案第77号は、ほかと違ってこれは公募になっていますが、見たら公募したんだけど、結局、山陰管財・さんびるしか来なかったんですか。1社しか書いてないわけですよ。たしか前回については何社かあったと思うんですけども、今回は出されている議案を見たら、公募と対象となっている3つの指定管理の案件が全て同じところになっている。それも公募はそのみだというのは、これはやはり公平性を保つという行政側からしたら、何らかの措置をとらなければいけない状態ではないかというふうに思うんですけども、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、競争になってないんじゃないか、もともと競争させるのであれば、もっと競争性を発揮させたほうがいいんじゃないかという御意見ではないかなと思っています。何期目になるかわかりませんが今回初めてでなくて、これまでずっとこの各社が最初は競争の中で勝ち抜いてやってきていただいていると思います。

私も例えばカントリーパークで行われている、この請け負っている団体が開催する少年野球大会であったり、そういう努力もされてるんだなという形跡を見れば、その努力の積み重ねが今日のこういう結果に至ってるのではないかなと思っています。もう少し冷静に見ながら、管理の状況が一般に比べ非常に悪いだとかそういうことになれば考えていかなきゃいけないと思いますけれども、あえて今の現在の状況の中で、例えば全国公募だとか、今もう全国公募ということになってるかもしれませんが、もう少し広く一般企業に求めるような形をとったほうが有利なんだというような実感は、私はございません。今の企業の皆さんも一生懸命やっただいてますし、この企業ありきではありませんけれども、その安心感、安定感が他の企業の追随を許さないんだ

ろうと、このように思っているとこです。

もう少し冷静に見ながら、もっといい方法があると、もっといい企業があるということであれば、そういう企業にも声かけながら参加いただくような方法もありだろうと思いますけども、今の状態では、結果としてこういう結果になったことは決して悪いことではないだろうと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私がお聞きしているのは、この企業がいいかどうかというのを聞いてるんじゃないんですよ。みずから決めた指定管理のあり方で、公募というのは競争出してきた複数をしていくというのであるのだから、その条件をとるべきではないかということ言ってるわけですよ。この企業がいいからと言っちゃったら、今あんまり使いたくないそんたくになってきますよ。いや、そういうことと指摘されかねないから言っているんですよ。少なくともそういうところは避けていかないといけないというのが行政の立場やと思うんですよ。だから、この企業がいいかどうかということは数字に出てくるだろうから、何社やっても勝ち抜くと思うんです、本当にいい企業であればね。それが一つなので、少なくとも町とすれば、条件整備を自分たちの決めた内容で確保する必要があるんじゃないかということについてどうかと聞いてるんです。この企業がいいかどうか聞いてるんじゃないんです。その点についてどうかということと、もう一つは、自由競争的なことはいいことではないと、それは私も同意するんですよ。

ところが、行政がやっている指定管理のあり方で気をつけないといけない、2点あると思うんですね。一つは、経済効果から見てより合理的で、より負担をかけないで町財政にも有利な企業を選ぶというのは、これ当然求められている姿勢だと思うんです。もう一つは、町財政や町政として公の立場が今言われている働き方改革の問題で、ここで働いている人たちの状況を低めるようなやり方の契約したらいけないという立場に立たんといけないと思うんですよ。これが1つの企業のみが何年か使うことになれば、安くていいわというときには、もしかすれば人件費が抑えられる可能性があるのではないかということも町政としては考えていかなきゃならないと思うので、二面あると思うんですよ。

そういう意味でいえば、今出てきた議事録等を見てたら、この山陰管財の方々がちょっと、時間給700円でしたっけ、安いと思ってるということも言ってるわけですよ。そこも含めて双方から私は町が果たしていく役割があると思うんです。その点についてどうかということですよ。

だから、一つは、この企業がいいかどうかではなくて、みずから決めた公募というのであれば、最大限公募になって競争できるような素地を設けるべきではないかという点についてどのよ

うにお考えでしょうかという点と、長いことやったからいいというのが、そこではもしかしたら競争がなかったら、これ以上の低い金額でやれんわというのであれば、今、適切な、妥当と言われてる金額が本当に妥当なのかどうかってどこで判断するのかという点ですよね。そういうことも含めてどのようにお考えなのかということ聞きたいということです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。競争の素地というものは今でもあるというぐあいに思っていますけれども、その中で勝ち抜いて今の企業が勝ち残ってこられたと、このように思っています。したがって、先ほど言いましたのは、この企業がいいかではなくて、その企業がほかの追随を許さなかったという結果になったんだろーと思ってます。ただ、今言われましたように、いろいろな労働条件であったり、合理性や経済性が損なわれているだとか、それから労働法制に対して非常に問題があるではないかというようなことがあれば、次の指定管理の中ではまた改めて考えていかなくちゃいけないことであろうと。条件に付記するとかそういうことで対応していきけることだろうと思います。

しかし、競争をもっと、他社ももう少し入れていくというのは簡単ではないだろうなと思ってます。長く指定管理を続けていかれましたら、やはりその中で地域の皆さんとの関係や安定性等も持ってきてますんで、どうしても、私は入ってませんけれども、その委員の皆さんに対する評価というものはやはり高くなるんじゃないかなと、このように結果として思っています。そういうものを投げといて、真っさらな状態で地域の皆さんの感情であったり、そういうものをなしにしてドラスチックに請負者との関係をということになれば、また違った審査のやり方というもの求めていかなくちゃいけないだろうなと思っているところです。

内容について、詳細については私ではわかりませんが、そういう採点の内容になってるんじゃないかと思ってます。したがって、その基本的な採用の部分についてそういうことは加味しないと、地域感情であったり、これまでやってきたことに対してあんまり評価しないということにしない限りは、新たな競争はあんまり生まれまいだろうなと、町長として今は思ってます。

詳細につきましては、担当します課長のほうに答えさせます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長に聞くことは委員会で聞きますので、ここでなくて結構です。

先ほど町長言われたのは、私は確かに行政が行う指定管理制度の矛盾みたいなのがやっぱりあるんだなと思って聞いたんですけど、そうですね。地域に密着してる公の施設ですから、当然、地域の住民との連携が出てくるわけですよね、関係とか。そういうところを指定管理にしている

わけですよ。住民感情としてつながり出てくるのは当然だということ考えれば、指定管理制度のあり方そのものが問われてくる可能性も出てきますよね。

それと同時に、それは長いことやっていれば、住民から見ても感情が湧くの当然だということになったら、指定管理制度そのものが3年に1回検討していく価値は何なのかということになってきますよね。そういうこと言っているんですよ。確かにおっしゃることわかるんだけど、3年に1回指定管理をして、これは公募でやっているところ、ところが、1つしか来ないでやっているところが。であれば、本当にこれが適切なのかどうかということ、今やるべきことは、そこをやっていく必要性がそしたらあると思いませんか。

お願いしたいのは、この山陰管財・さんびる企業体で働いている方々の待遇について、ここ数年間はどうかだったのかという点と、他と比べてこの場合は町職員にとって、こう書いてありましたけども、どうなのかという点ですよ。その点についてきちっと把握する必要があると思うが、どうでしょうか。（「委員会で答えてもらったらいいわい」と呼ぶ者あり）町長に聞いているの。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 待遇の問題については、委員会で、数字を持っておりましたら委員会で聞いていただければいいと思いますけれども、詳細なその点について、この指定管理の中でそういう時給幾らで雇ってますかというような項目は、今きっとないと思います。そういう内容を審査、評価するような指定管理の今の内容ではないと思います。いろいろな働き方改革等も問われていますので、指定管理の競争原理の中にそういう視点を入れるということは否定はしませんけれども、果たして今真壁議員が言われたような仕方というのが今の時代に求められているかどうかというのは、今ここで即答できません。私もひとつ勉強したいなと思います。

それから、地域との感情というのはやはり大事だと思います。公共施設ですんで、地域の皆さんが、逆に言えば365日毎日が監視してる、地域の皆さんが監視してる、評価してる、このように私は思っています。問題があってあの会社はだめだということであれば、これは指定管理の次の、幾ら資料、書類を出されても、その点でもう評価が落ちてしまうと、このようなものであって、審査会の中では幾らいいことを言っても通用しない、こういう厳しい面もあるんだろうなと思っています。審査の内容については私もわかりませんので、委員会の中でそのあたりのことを担当課長から聞いてやってくださいませ。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第78号、公の施設の指定管理者の指定についてです、カントリーパーク。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第79号、公の施設の指定管理者の指定について、東長田山村広場ほかです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第80号、公の施設の指定管理者の指定について、これは町民運動場ほかです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第81号、公の施設の指定管理者の指定について、農産物直売所です。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第82号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第5号）です。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算の予算書では10ページ、総務費、1項総務管理費の目ですね、一般管理費の中の職員研修事業5万2,000円についてです。

詳細については委員会で聞きますが、ここで町長にお聞きしたいのは、この補正予算事業別説明資料を見ますと、この5万2,000円って大きな金額ではありませんが、これはどのような提案かという、平成30年度採用予定者を対象とした採用前研修を実施するというので、研修対象予定人数10名と書いてあります。

町長にお聞きするのは、いわゆる町の採用計画と、平成30年度に向けての実情はどうかということをお聞きしたいんですよ。これで見ると、研修対象予定人数が10名というのは、採用を10名なされるのかなというふうにとれました。これまでにない数です。

以前に町長は、町長になられてから、よその町と比べて町職員が少ないことについては是正をしていかなければならないと言いました。そのような中でこういう数字が上がっているのかなと思うんですが、これが今、この上がっている数字について町長はどのような採用計画のもとでこういうふうになってきたのかと、この中の職種等について教えていただければありがたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現在も一般職の追加募集をしまして、実は、採

用試験は受けていただいたんだけど、合格通知を出す前に辞退というようなことが何名かありまして、今、3次募集にまで行っているところでございます。そういうぐあいに一般職については若干不足みだなどと思っています。思ったほど、ことし私どもが募集した定数まで足りない。この定数は来年度から、今のここにあります課長職の同級生のグループが一気に退職しますので、それを補完するために人員を補強したいと、このように思っているところです。

10名というのは少し、そのぐらいたくさんいけばいいんでしょうけども、保育士の補強であったり、さらには今言いました一般職の退職予定の補強等に合わせた人数でございます。10というものに私はこだわってわけでありませんが、少なくとも補強できるだけの人員を配置したいと、このように思っているところでございます。人数については私が何人と思ってるところはございません。総務課のほうに聞いてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。今現在公募しておりますのが、一般事務が2名、保育士が4名、社会福祉士が2名であります。先ほど町長が申しました試験ですが、あした第1次試験があります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の考え方がわかりました。

今、総務課長がおっしゃったのは、一般職2名、保育士が4名、社会福祉士が2名の予定で採用したいということですか。今決まっているということですか。そこが知りたい。今決まっているのがそうだとということですね。とすれば、第3次募集している。これは今、仕事がなかなか地方にない段階で、できれば市町村の、市町村というのは働き場所でありますよね。そこがなかなか来ないんだと、こう言っていますよね。今、もしかしたらこの議会テレビで見てる人もおっしゃるのか知りませんが、町とすれば、そしたら今、2名と4名と2名決まっていますが、一般職で少なくともどれぐらい不足だというふうに考えてるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。先ほど町長が述べましたように、来年度におきまして多量の退職者が発生します。少なくともそれを補充する程度に必要ではないかと総務課では考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ここは議会やから、何か世間話するところと違うから、大量に、わかるけども、何回も聞いてんのは、来年は退職する予定というのは何名ですか。高齢化しとる

のあるけど、退職する予定って何名なんですか。想定しているというのは何名なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、唯清視君。

○総務課長（唯 清視君） 総務課長です。確定した数はわかりませんが、定年になる職員は5名います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） それでは、次、行きます。

議案第83号、平成29年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第84号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第85号、平成29年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第86号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第87号、平成29年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第88号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第89号、平成29年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第90号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について、ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この協議についてはこれまで広域連合で、県の事業ですかね、広域連合でやってた分が、今度、市町村になるんだということですよね。この中で、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に係る事務に関することが町村でできる体制というのはどうなんですか。どう把握なさってますか。町村になったんでしょう。（「市町村」「ああ、そうだ、そうだ、町村の分だった」と呼ぶ者あり）それはそうだな、事業が町村に行っちゃう。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時12分休憩

.....

午後3時12分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。市町村に移る、移譲されるのですけれども、広域連合のほうはそのまま今までどおりということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の広域連合規約からこれを外すわけでしょう。なぜこれが広域連合にあったかという、広域連合は権限持ってて、県の分を持っておったわけですよね。それを今度、町村に渡しちゃうからここで書かなくなったわけですよね。とすれば、これにかわるものが町に出てこんといけんと思うんですよ。それはどうなってるのかと聞いてるんです。その体制と整備はどうかということ聞いたつもりなんですけども、的が外れてると思わないんだけど、どうでしょうかということです。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時13分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、再開いたします。

健康福祉課長、糸田由起君。

○健康福祉課長（糸田 由起君） 健康福祉課長です。広域連合から外すというのではなく、今までも広域連合は認められておりましたけども、これからは町村と、広域連合はそのままということで、県の条例のほうが変わるといので変更をするということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、よろしいですか。もう再開してます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、課長が答えてくださったんですけども、私の疑問は、この指定居宅サービス事業やこの指定に係る事務がここで、広域連合でなくなりましたよとなれば、それどこに行くのか。それは広域連合そのままだからいいのだとおっしゃるんですよね、その意味がよくわからないんですよ。変更を書かない、これ先ほど町村に移すから、町村に出てくるのであれば、これ介護保険の改正で仕事が町村に行っちゃうから、町村に行くのかなと私思ってたんですけども、町村に出てくるのかなと思っても、その条例ないもんだから聞いているんで、委員会で聞いたほうがいいですね。委員会で聞かせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） それでは、委員会で答弁できますようによろしく願いいたします。

課長、よろしいですか。

○健康福祉課長（糸田 由起君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第91号、町道路線の認定について、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週11日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をよろしく願いいたします。長時間御苦勞さんでした。

午後3時17分散会
